こ 子ども同士による金銭の授受をしないために

~ご家庭でのご理解、ご協力のお願い~

こ 子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認 あい せいちょう かん かん していきます。その中で、今もなお、地域や 商業 施設等で過ごす際に きんせん じゅじゅ 金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれ たりする事案が少なからず見られます。

まんせんじゅじゅ 金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても 行 わない方が良い行為です。最初は 少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつか なくなることもあります。最近では、ネットゲーム(課金)などにより、金銭感覚が 麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

ththough state can can can be the control of the きはんいしき もんだい しゅん もんだい ひそ はあい じあん しゅんじ 現範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」とし でいる。 て学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いします。 しょうきょう けいさつ じとうそうだんじょ かんけいきかん れんけい こまた、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたち の健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力 をお願いいたします。

れいわ ねん よこはましきょういくいいんかい 令和2年 横浜市教育委員会

_{かんれんほうき} **関連法規**

刑法第222条(脅迫罪)

せいめい しんたい じゅう めいよまた ざいきん たい がい くわ むね こくち ひと きょうはく もの にねんいか ちょうえきまた 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は さんじゅうまんさん いか ほこきん しょ さんじゅうまんえんいかにはっきんによって、 二十万円以下の罰金にしまっていまった。 地域うない 刑法第223条(強要罪)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務 のないことを行わせ、大は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。 刑法第249条(恐喝罪)

びと きょうかっ か ざいぶつ こう ま もの じゅうねん い か ちょうえき しょ 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

中学生用

子でも同士のお記録はあるのかりはいけるい行為ですり

財布忘れちゃった! 今日もジュース代 借りちゃおう!

今日は俺のおご りで遊ぼうよ! (家から持って きた)



お金のやり取りは、 たとえ少額であっても よくないよね! ネットゲームでの課金 も、お金のやり取りと 同じだよ!

- 口はじめは少額が、知らず知らずに高額に!
 - 口金銭の要求行為は、刑事事件になることも!
 - 口金銭の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり!

※金銭授受は 脅迫罪 強要罪 恐喝罪 にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して指導を行います。

いやなことや心配事があったら、すぐ大人に 相談して安心できる学校生活を送ろう!